

平成 17 年 9 月の台風第 14 号災害に係る
被災者生活再建支援法の適用について

- 平成 17 年 9 月 6 日に宮崎県で発生した台風第 14 号災害について、宮崎県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高 300 万円、住が大規模半壊した世帯には最高 100 万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【宮崎県】					
東郷町（とうごうちょう）		第 1 条第 1 号	3		155
北方町（きたかたちょう）		第 1 条第 1 号		2	202
国富町（くにとみちょう）		第 1 条第 1 号			160
高岡町（たかおかちょう）		第 1 条第 1 号	3	3	1,150
宮崎市（みやざきし）		第 1 条第 1 号		8	1,514
椎葉村（しいばそん）	9 月 6 日	第 1 条第 2 号	15	13	11
諸塚村（もろつかそん）		第 1 条第 1 号	15	34	13
延岡市（のべおかし）		第 1 条第 1 号			578
日之影町（ひのかげちょう）		第 1 条第 1 号	35	17	58
西都市（さいとし）		第 1 条第 1 号			404
高城町（たかじょうちょう）		第 1 条第 1 号			94
西郷村（さいごうそん）		第 1 条第 1 号	1	16	22
北川町（きたがわちょう）		第 1 条第 1 号		1	54

注 1 全壊、半壊、床上浸水の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

< 参考 >

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号及び第 2 号による。

（解説）

第 1 号 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

第 2 号 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害復旧・復興担当）

菊地、浦川

TEL 5253 - 2111（内線 51602）

3501 - 5191（直通）

平成 17 年 9 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成 17 年 9 月の台風第 14 号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

1. 平成 17 年 9 月 4 日に鹿児島県で発生した台風第 14 号災害について、鹿児島県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高 300 万円、住が大規模半壊した世帯には最高 100 万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【鹿児島県】 垂水市（たるみずし）	9 月 4 日	第 1 条第 2 号	19	9	44

注 1 全壊、半壊、床上浸水の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

< 参考 >

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 2 号による。

（解説）

第 2 号 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

菊地、浦川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）

3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）

平成 17 年 9 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成 17 年 9 月の台風第 14 号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

1. 平成 17 年 9 月 6 日に高知県で発生した台風第 14 号災害について、高知県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高 300 万円、住が大規模半壊した世帯には最高 100 万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【高知県】 四万十市（しまんとし）	9月6日	第1条第1号		2	278

注 1 全壊、半壊、床上浸水の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号による。

（解説）

第 1 号 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

菊地、浦川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）

3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）

平成 17 年 9 月 9 日
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（災害復旧・復興担当）

平成 17 年 9 月の台風第 14 号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

- 平成 17 年 9 月 6 日に山口県で発生した台風第 14 号災害について、山口県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯及び大規模半壊した世帯については、法に定める要件に合致する場合に、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住家が全壊した世帯には最高 300 万円、住が大規模半壊した世帯には最高 100 万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法 適用日	支援法 適用基準	住宅被害（世帯）		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【山口県】					
美川町（みかわちょう）	9 月 6 日	第 1 条第 1 号			172
岩国市（いわくにし）		第 1 条第 1 号	2		754

注 1 全壊、半壊、床上浸水の数値は現状での県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

注 2 支援法適用基準とは被災者生活再建支援法施行令を示す。

< 参考 >

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から全額を支給するが、その 1 / 2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号による。

（解説）

第 1 号 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害に該当する。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（災害復旧・復興担当）
 菊地、浦川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1（内線 5 1 6 0 2）
 3 5 0 1 - 5 1 9 1（直通）